

菱野団地再生計画推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 菱野団地における福祉、子育て、定住、交通、まちづくり等の分野を横断したハード・ソフト両面の施策を策定した菱野団地再生計画（以下「再生計画」という。）に基づき、菱野団地再生計画推進協議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 再生計画に関する必要な協議を行うため、「菱野団地再生計画推進協議会（以下「協議会」という。）」を置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 再生計画の取組みの実施状況、目標達成状況の評価及び検証
- (2) P D C Aサイクルに基づく再生計画の見直しに関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会を構成する委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民代表
- (3) N P O法人及び市民団体
- (4) 民間企業
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱を解く日までとする。

2 委員が欠けた場合においては、必要に応じて補充することができる。

(報償)

第6条 学識経験者、住民代表、N P O法人及び市民団体に対し、協議会の会議（以下「会議」という。）開催毎に1回7, 3 0 0円の報償を支払う。

2 前項に加え、学識経験者に対し、会議会場までの交通費の全額を報償として支払う。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集する。ただし、第1回会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席、資料の提出等を要請することができる。
- 3 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 4 会議は、原則として公開とする。
- 5 議事内容、経過及び資料は、原則として公開する。

(会議の招集の特例)

第8条の2 会長は、緊急の必要があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し、その意見を聴き、又は賛否を問い、会議に代えることができる。

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じて部会を設けることができる。

- 2 部会に関する必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月20日から施行する。